

平成 26 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(社会保障・税に関する番号制度関係)

【内閣官房】

平成 25 年 7 月 18 日

全 国 知 事 会

社会保障・税に関する番号制度について

- (1) 番号制度には、常にプライバシー保護の観点から問題点が指摘されていることから、プライバシー保護に関する国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として制度を導入するため、情報漏洩や目的外利用などの危険性について不斷の検証を重ね、その結果に基づいた個人情報保護方策を示し、確立すること。
- (2) 行政運営の効率化など、行政サイドからの必要性だけでなく、利便性の向上や社会保障・税分野における公平性・公正性の確保など、住民サイドに立った具体的なメリットと導入に当たってのコストを、番号制度導入後の社会保障・税制度の全体像とともに分かりやすく示し、国民の理解を求ること。
- (3) 個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供の範囲については、地方公共団体の事務に直接的に影響するものであり、主務政省令等により個人番号の利用事務等を具体化する際には、立案段階から地方側と協議すること。
- (4) 法施行後3年を目途として検討される個人番号の利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。
- (5) 社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム及びネットワーク構築・改修など、地方で必要となる作業とこれに要する経費について、詳細な工程表や技術標準も含め、速やかに明らかにすること。その際、番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえ、システム及びネットワークの構築・改修や維持管理にかかる経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。また、番号制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講じること。

- (6) 地方公共団体情報システム機構の設立及び運営に当たっては、情報提供手数料等の適切な設定や国と地方の負担割合の明確化等により、受益と責任に応じた経費負担を実現し、地方負担の減額、廃止を図ること。その際には、現在の公的個人認証サービスの運営において、制度創設時の過大な利用見込みにより、毎年度、地方に多額の経費負担が生じている現状を踏まえること。また、機構の運営収支や地方の負担のあり方を早期に明らかにした上で、機構業務の効率化や地方公共団体の代表によるガバナンスの確保などの実現に向け、地方側と十分に協議すること。
- (7) 番号制度の導入に伴う条例改正や個人情報保護評価等、地方側で対応が必要となる作業についての情報や、地方公共団体及び民間からの問い合わせに対する回答などの情報を随時提供し、滞りなく作業が進められるよう、地方側と十分に協議すること。その際、地方側による戦略的かつ効果的な中期計画の策定と計画に基づく作業に資するよう、内閣官房や総務省等において番号法以外の社会保障・税・防災分野に関する法改正等の動向も把握し、地方側で対応が必要となる作業への影響を整理した上で、一元的な情報提供に努めること。